

結核健康診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第60条第1項の規定に基づき、法第58条の3の規定により学校又は施設の長が支弁する定期の健康診断に要する費用に対し、補助金を交付することについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する規則(平成19年相模原市規則第92号)及び相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、法第53条の2第1項の規定により学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次項に規定する対象経費の支出済額と別に定める交付基準額とを比較し、いずれか少ない額を補助基本額とし、この補助基本額から補助事業に係るその他の収入額を控除した額に補助率3分の2を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 補助事業の対象経費は、補助事業の実施に必要な職員手当(特殊勤務手当)、報酬、賃金報償費(報償金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費及び公課費とする。

(交付の時期等)

第4条 補助金は、確定払いとし、補助事業が完了した後に交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付の申請は、結核健康診断補助金交付申請書に規則第4条第1項第1号から第5号に規定する書類に代えて次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 結核健康診断補助金交付申請額明細書
- (2) 補助事業に係る歳入歳出決算見込書

(3) 結核健康診断実施成績表

(計画変更の承認等)

第6条 規則第10条の第1項第1号から第3号の規定に基づき市長の承認を受けようとする者は、結核健康診断事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書を速やかに提出しなければならない。ただし、補助事業の変更の承認に係る申請の場合は、前条に規定する書類を添付するものとする。

(実績報告)

第7条 実績報告は、規則第14条第1項第1号から第3号に規定する書類に代えて次の関係書類を添えて、事業完了後速やかに提出しなければならない。

(1) 結核健康診断事業精算額内訳書

(2) 支出に関する領収書の写し

(3) 結核健康診断実施成績表

(様式)

第8条 この要綱の規定により、使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分以後の補助金について適用する。